

内部監査の実施状況について

(令和3年3月31日現在)

神奈川県労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	令和2年10月12日 ～ 令和2年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<p>超過勤務手当の支給について超過勤務時間に整合性のない事案が一部認められた。旅費についても一部請求漏れがあったが、そのほかについては概ね適正な事務処理が行われており、表示漏れや押印漏れ等の軽微な事務処理誤りについては即時に是正させた。</p>	<p>超過勤務手当、旅費については追給処理を行った。今後は関係書類の点検事務の強化を図ることにより適正な事務処理を行うこととした。</p>
横浜南 労働基準監督署 他11署	令和2年11月4日 ～ 令和2年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<p>概ね適正な事務処理が行われており、軽微な事務処理誤りについては即時に是正させたが、下記事項については事務処理の改善が必要と認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休暇簿の記載誤り、申請日誤り、訂正漏れが見られた ・県外出張時の新幹線利用等の証明書が添付されていない ・県外出張に対する旅行命令日の記載誤り 	<p>勤務時間管理員が取り扱い通達を確認していなかったため、再確認をすることにより正しい取り扱いを徹底した。旅費関係書類については、点検事務の強化を図ることにより適正な事務処理を行うこととした。</p>
横浜 公共職業安定所 他14所 (内1出張所)	令和3年2月9日 ～ 令和3年2月19日 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言中であつたため書面実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務自主点検表の提出 	<p>是正・改善を図るべき事項等は認められなかった。</p>	<p>特になし</p>